

教育委員会委員の任命について

次の者を今治市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により同意を求める。

令和8年3月25日提出

今治市長 徳永繁樹

記

長尾正人

「理由」

竹田美和委員の任期が令和8年3月25日で満了するので、上記の者を任命しようとするもの。

「参 照」

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜すい）

（任命）

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

固定資産評価審査委員会委員の選任について

次の者を今治市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により同意を求める。

令和8年3月25日提出

今治市長 徳永繁樹

記

石丸 真智子

越 智 洋 子

近 藤 貞 明

矢 野 浩 司

宗 方 正 幸

池 田 忠

「理 由」

木村静夫委員、鳥生伸也委員、村越卓郎委員、石丸真智子委員、越智洋子委員、近藤貞明委員の任期が令和8年3月31日で満了するので、上記の者を選任しようとするもの。

「参 照」

地方税法（抜すい）

（固定資産評価審査委員会の設置、選任等）

第423条

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

人権擁護委員候補者の推薦について

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により意見を求める。

令和8年3月25日提出

今治市長 徳永繁樹

記

尾上勝利

渡部守

八木千花

藤原徹

森田こまえ

小澤潤

長井秀樹

渡 邊 美 樹 子

山 本 英 二

田 中 健 司

御 堂 恵 美

菅 理 美

「理 由」

長野好文委員、關亮子委員、中島智佐子委員、金本ひろみ委員、尾上勝利委員、渡部守委員、白石博章委員、村上菊美委員、八木千花委員の任期が令和8年6月30日で満了し、神野恵委員が令和7年3月3日で、加藤経子委員が令和7年5月31日で退職し、長野隆一委員が任期満了により令和7年12月31日で退任したので、上記の者を推薦しようとするもの。

「参 照」

人権擁護委員法（抜すい）

（委員の推薦及び委嘱）

第6条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

（委員の任期）

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。